

申 請 者 の 誓 約 書

下記の事項を誓約します。

※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

記

【誓約事項】

- ☑1 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をすることは、決していたしません。
- ☑2 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- ☑3 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- ☑4 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為を行うことは、決していたしません。
- ☑5 入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。
- ☑6 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- ☑7 団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けることはありません。監理費を徴収する場合には、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- ☑8 不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることは、決していたしません。
- ☑9 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- ☑10 団体監理型技能実習実施者が、技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをしないよう、実習監理を行います。
- ☑11 外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。
- ☑12 上記のほか、法第39条第3項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

2025 年 4 月 1 日 作成

申請者の名称 創新事業協同組合

代表者氏名 代表理事 上宮 俊一